

評議員選出に関する Q&A

Q1：評議員になりたいのですが、どういう資格が必要ですか？

A1：まず、以下の基準を全て満たす必要があります。

- 1) 集中治療の領域において指導的立場で活躍していること。
- 2) 審査申請時に 65 歳未満であること。
- 3) 正会員歴が 5 年以上あること。
- 4) 年次学術集会および支部学術集会に出席していること。(それぞれ 3 回以上/5 年)
- 5) eAPRIN JSICM コースの審査申請時から 5 年以内の受講実績を有すること。

さらに医師では

- 1) 本学会の専門医であること。
- 2) 10 年以上の基礎医学または臨床業務経験者であること。
- 3) 指導的立場にふさわしい臨床実績と学術業績を有すること。
- 4) 学術業績は、本学会学術集会での筆頭学会発表（2 回以上/5 年）かつ、集中治療に関連した査読のある学術論文（5 編以上/10 年、共著可）とする。
- 5) 日本集中治療医学会認定集中治療施設(ユニット)において集中治療に従事していること。

医師以外では

- 1) 審査申請時に 10 年以上の臨床業務経験者であり、そのうち 5 年間は集中治療に関連した業務に従事していること。
- 2) 学術業績は、原則として本学会学術集会での筆頭学会発表（2 回以上／5 年）かつ集中治療に関連した査読のある学術論文（2 篇以上／10 年、うち 1 本は筆頭）とする。論文の形式は問わないが、プロシーディングは含まれない。また和文の商業誌における解説等も含まれない。

Q2：評議員数にはどのような施設基準があるのですか？

A2：以下の施設基準があります。

- 1) 日本集中治療医学会認定集中治療施設(ユニット)での指導者または指導者に準じる立場の医師を1名認めます。(それ以外の医師は評議員の基準を満たしても認めません)
- 2) 医師正会員数10名ごとに1名を追加して認めます。
1～9名以下で1名、10～19名で2名、20～29名で3名となります。
- 3) 医師以外では1施設あたり各職種1名を上限とします。
- 4) 複数の日本集中治療医学会認定集中治療施設(ユニット)がある施設では会員の所属先は重複できません。

以上に関して、日本集中治療医学会認定集中治療施設(ユニット)ごとにまとめて申請していただきます。

日本集中治療医学会認定集中治療施設(ユニット)に在籍する正会員の医師数を確認のため、別紙の医師会員一覧表を提出してください。

Q3：日本集中治療医学会認定集中治療施設(ユニット)ではないのですが、評議員になれますか？

A3：日本集中治療医学会認定集中治療施設(ユニット)でなければ、評議員にはなれません。

もし、評議員が日本集中治療医学会認定集中治療施設(ユニット)でない病院に異動する場合は、任期終了までは評議員として認めますが、更新はできません。更新前までに日本集中治療医学会認定集中治療施設(ユニット)の認定を受けて下さい。

Q4：評議員なのですが、日本集中治療医学会認定集中治療施設(ユニット)に異動することになり、異動先に評議員がおられます。どうすれば良いのですか？

A4：評議員が日本集中治療医学会認定集中治療施設(ユニット)で評議員がすでにおられる場合でも、任期終了までは評議員として認めます。更新する場合

は、施設での人数基準が適応されますので、施設で調整をして申請してください。

Q5：個人で評議員申請ができますか？

A5：日本集中治療医学会認定集中治療施設(ユニット)ごとに代表者からまとめて申請していただきます。

なお、個人での申請は認めませんが、医師以外で日本集中治療医学会認定集中治療施設(ユニット)以外から申請する場合はこの限りではありません。

Q6：「所属する医師会員一覧」は、当院に所属する集中治療専門医と当院のICUに専従して勤務する医師の事を指しますか？

A6：ICUで何らかの形で従事（週1回勤務や当直など含む ※常勤医師に限ります。時短勤務も可能です。）する医師会員を記載ください。ただし、同じ会員を院内の他のICUで二重に登録することはできません。

Q7：別施設から臨時に来ている医師を「所属する医師会員一覧」に記載できますか？

A7：別施設に所属の会員は記載できません。当該施設に所属している会員のみ記載可能です。

Q8：医師以外の職種の評議員に関しても日本集中治療医学会認定集中治療施設(ユニット)責任者が申請することになりますか？

A8：日本集中治療医学会認定集中治療施設(ユニット)責任者はすべての職をまとめて申請してください。

Q9：届出方法にある”日本集中治療医学会認定集中治療施設(ユニット)責任者”とは、機構の専門医研修施設で取りまとめた統括責任者ではなく、現在の

日本集中治療医学会認定集中治療施設(ユニット)番号を有する各々の日本集中治療医学会認定集中治療施設(ユニット)の責任者という理解で良いでしょうか？

A 9：現在の日本集中治療医学会認定集中治療施設(ユニット)番号を有する各々の日本集中治療医学会認定集中治療施設(ユニット)の責任者です。

Q 1 0：医師以外ですが、勤務先に複数の日本集中治療医学会認定集中治療施設(ユニット)があります。どちらの日本集中治療医学会認定集中治療施設(ユニット)で申請すればよいですか？

A 1 0：施設責任者と相談して貴施設にてどちらか決めて申請してください。

Q 1 1：評議員選出受付期間中に所属の移動を予定している場合、どちらの施設から申請をすれば良いのでしょうか？

A 1 1：申請時点で所属されている施設から申請してください。

Q 1 2：現在所属している施設が本年 10 月から日本集中治療医学会認定集中治療施設(ユニット)として認定される予定です。受付期間中の 9 月に申請する際は”日本集中治療医学会認定集中治療施設(ユニット)番号”を”不明”もしくは”空欄”でよろしいのでしょうか？

A 1 2：評議員選出の申請は、申請時点で認定されている施設からの申請に限ります。認定見込みでは申請を受け付けませんので今回の申請はできません。

Q 1 3：現在海外勤務で、来年の 4 月から日本で日本集中治療医学会認定集中治療施設(ユニット)に勤務予定となっている場合、今回の評議員更新申請は可能ですか？

A 1 3：医師であれば、今回は申請できません。申請時点で施設に従事している必要があります。

Q 1 4 : 学会特別枠とは何ですか？

A 1 4 : 下記「評議員選出に関する細則」を参照してください。

https://www.jsicm.org/about/bylaw/rule_a_6.pdf

Q 1 5 : 評議員更新で”委員長枠で申請”をするつもりですが、更新申請書の提出は必要でしょうか？

A 1 5 : ”委員長枠”は個人での申請は必要ありません。後日、学会から委嘱いたします。なお、”委員長枠”で評議員に選出された場合はどのような形であれ、委員長でなくなった時点で直ちに評議員の資格を失います。

Q 1 6 : ”女性特別枠”での申請は通常の申請条件（医師正会員数 10 名ごとに 1 名が追加で認められる）とは別枠と考えてよろしいでしょうか？

A 1 6 : 別枠となります。

女性枠公募の有無は通常の評議員申請締め切り後に検討します。

女性枠の趣旨は「既に相応の活躍をされており、性別に関わらず評議員になるような方ではなく、若手で頑張っている女性の登用を主な目的」としており、女性枠からの採用は学会全体として総合的に判断して決定しますので、ご考慮の上で応募ください。

以上